

～医療的ケアが必要なお子さんの保育所入所をお考えの方へ～

ぜひ一度御相談ください

- *市内の公立保育所では痰の吸引・経管栄養・導尿について、他に重篤な症状がなく、主治医から集団保育が可能と診断されているお子さんの受入をおこなっています
- *またその他の医療的ケアが必要なお子さんについても体験保育などを実施しています。
- *今後保育所への入所や体験保育をお考えの方は、どのようなことでもかまいませんので、まずはお気軽に御相談ください。

【お問合せ 平日 8:30～17:15】

川崎区保育・子育て総合支援センター	044-201-3319
幸区保育総合支援担当（保育所等・地域連携担当）	044-556-6732
中原区保育・子育て総合支援センター	044-744-3288
高津区保育総合支援担当（保育所等・地域連携担当）	044-861-3340
宮前区保育・子育て総合支援センター	044-856-3290
多摩区保育総合支援担当（保育所等・地域連携担当）	044-935-3240
麻生区保育総合支援担当（保育所等・地域連携担当）	044-965-5220



入所申請に関することは、お住まいの区の地域みまもり支援センター
児童家庭課、または健康福祉ステーション児童家庭サービス担当へ
お問い合わせください。



医療的ケア児の一時預かり保育のご案内

令和5年10月

下記の各区保育・子育て総合支援センター保育園では、専門職の継続的な支援による、医療的ケア児の集団経験や保護者のレスパイトケアとしての一時預かり保育を実施しています。

<p>実施保育園</p>	<p>川崎区保育・子育て総合支援センター大島保育園（電話：044-222-7252）川崎区大島 中原区保育・子育て総合支援センター中原保育園（電話：044-733-3835）中原区小杉陣屋町 宮前区保育・子育て総合支援センター土橋保育園（電話：044-855-2887）宮前区土橋</p>
<p>対象児</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に保育が必要な、医療的ケア（たんの吸引、経管栄養、導尿）を必要とする児童 ・原則保育所等に通われていない、市内在住の5か月～就学前の児童 <p>※医療的ケアの他に重篤な症状がなく、健康状態が安定し、集団での保育が可能であることが必要になります。</p>
<p>利用区分</p>	<p>緊急・一時保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療的ケア児の集団経験や発達支援を必要とする利用 ・在宅医療的ケア児の保護者など、家族の負担軽減を図るレスパイトケアによる利用
<p>定員</p>	<p>原則1日あたり1人</p>
<p>利用日時</p>	<p>月曜日～金曜日の8：30～17：00（国民の祝日及び年末年始は除く）</p>
<p>利用料金 （1日あたり）</p>	<p>1歳未満児 2,900円 3歳未満児 2,500円 3歳以上児 1,500円</p> <p>給食・おやつをご利用の場合は別途、300円が必要となります。</p> <p>※上記年齢区分は4月1日時点での満年齢によります。但し1歳未満児については1歳誕生日前日まで。 ※利用料金はご家庭の状況に応じて減免の制度があります。</p>
<p>利用前手続き ※お子様の様子を伺うための手続きとなります。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>お問い合わせ</p> <p>利用を希望する保育園へお電話ください。（平日 9：00～17：00）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>来所・説明</p> <p>利用希望の保育園で「一時預かり保育」についてお話しいたします。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>体験保育</p> <p>利用希望の保育園にて体験保育を行います。 医療的ケアの仕方について共有させていただきます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>園医健診</p> <p>園医による健診を行います。保育園での生活が可能か判断をさせていただきます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>審議</p> <p>保育園での集団保育が可能か健康管理委員会で審議します。 （集団保育が難しいと判断された場合、お受けできないこともあります。）</p> </div> <p>【利用開始までの流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康管理委員会での結果については、保育園からご連絡します。 ○3か月ごとにご利用の予約を受付けていますので、日程の調整をさせていただきます。 <p>1) 令和5年12月まで利用 ⇒ お申込み受付けています。</p> <p>2) 令和6年1月～3月の利用 ⇒ 【お申込み開始日】11月1日（水）午前9：00</p>